

令和 8 年度事業計画

本会定款第 5 条に基づき、令和 8 度の事業を次のとおり行う。

(第 5 条 本会は第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。)

1. 医療保険制度の円滑な運営に関する事業

①各保険者との協議会、受領委任払い適正化指導講習会、保険講習会、保険勉強会を開催するとともに、療養費審査委員会、近畿管区内連絡協議会に出席し、受領委任払い制度の維持及び国政の健全な運営に協力し、一般県民の利益を守るとともに健康維持増進に貢献する。

②全国健康保険協会と国民健康保険団体連合会に置かれる柔道整復療養費審査委員会において、面接確認委員会の委員として面接確認実施対象施術管理者等に療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかの施術の事実等を面接確認し受領委任払い制度の健全な運営に貢献する。

③受領委任払い適正化監視委員会を設置し、保険者および国民健康保険団体連合会および全国健康保険協会の指導や疑義案件に関して会員および柔道整復師を調査するとともに、調査協力する。

④日本柔道整復師会保険部長会議、近畿ブロック会保険対策委員会に出席及び保険事業に協力し、社会保険制度の健全な運営に貢献する。

2. 柔道整復学の研究に関する事業

①学術研究会、学術勉強会、論文勉強会、学術研究発表会、「匠の技」技術講習会を開催及び他府県の学術講習会に出席し、柔道整復学の向上を図り、一般県民の健康維持増進に貢献する。

②近畿学術委員会、近畿超音波委員会に出席し技術の研鑽を図り、一般県民へ更なる良質な施術提供に努める。

③公益社団法人日本柔道整復師会第 49 回近畿学術大会滋賀大会の準備等に協力し柔道整復学の向上を図り、一般県民の健康維持増進に貢献する。

3. 柔道整復術の普及啓発及び柔道整復師の資質向上に関する事業

①臨時広報誌、かわら版を発行し定期的に広く情報を発信する。

②ホームページ、Facebook を随時更新し広く一般に情報を公開する。

③新規入会会員に対して指導を行い、新規入会者を養成することで、公益事業に資する人員育成を行い地域に貢献する。

④匠の技伝承プロジェクト指導者養成講習会に参加し柔道整復師に認められている骨折・脱臼の整復固定を確実にを行い知識と技術を伝承し、柔道整復師の施術に還元できるよう努める。

4. 県民の保健福祉推進を図る事業

- ①支部活動、救護・トレーナー活動、健康運動指導を支援し、ボランティア活動を通じて地域に貢献する。
- ②和歌山市長寿プラン策定委員会の委員として活動の推進と体制の構築を通じて、地域の活性化に貢献する。

5. 県民の体位向上に関する事業

- ①第38回和歌山県柔道整復師会少年柔道大会ならびに第8回和歌山県柔道整復師会少年柔道形競技会を主催し、広く県下の少年少女に競技大会参加の機会を付与し、青少年の健全な育成を行う。
- ②近畿ブロック少年柔道合同練習会、第35回日整全国少年柔道大会・第16回日整全国少年柔道形競技会、第45回日整全国柔道大会への協力及び近畿ブロック柔道担当者会議に出席し、一般国民に対して、柔道競技を通じて心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とし、日整、近畿ブロック会主催の柔道大会や練習会の運営に協力する。
- ③和柔整柔道倶楽部を運営し、柔道の指導を通じ少年少女の健全な育成に貢献する。

6. 会員の福祉の増進及び相互扶助に関する事業

- ①敬老の慶祝、物故会員の供養を行い会員の福祉の増進及び相互扶助を図る。

7. その他本会の目的達成のため必要な事業

- ①和柔整だよりを発行し、また、支部長会等を通じて執行部と支部の連携を深め会員と交流し、組織強化を図ることで組織基盤を安定させ社会に貢献する。
- ②日本柔道整復師会の会長会、総会、理事会、代議員会、Re:boneオンライン意見交換会、近畿ブロック会の理事会、評議員会に出席し、日本柔道整復師会及び近畿ブロック会の運営に協力する。
- ③規程の見直しについて検討する。
- ④日整主導の安否確認サービスの協力とトヨクモ災害訓練の会議に出席し発災時の準備、危機管理について協議する。
- ⑤福祉に関して行政と協議する。